

資料編 地域善隣事業シンポジウムの記録

I. 開催概要

日 時 平成 26 年 3 月 5 日（水） 13 時～16 時 40 分
 会 場 住宅金融支援機構本店 1 階「すまい・るホール」（文京区後楽 1-4-10）
 主 催 一般財団法人高齢者住宅財団
 後 援 国土交通省、厚生労働省、社会福祉法人全国社会福祉協議会、
 人にやさしい建築・住宅推進協議会

ープログラムー

- 13:00～13:05 **1. あいさつ** 厚生労働省 審議官 有岡 宏
- 13:05～13:20 **2. 基調講演ー地域善隣事業の意義と背景ー**
 一般財団法人高齢者住宅財団 理事長 高橋 紘士（委員会委員長）
- 13:20～14:20 **3. 地域善隣事業の概要**
 新潟大学法学部 准教授 白川 泰之（作業部会座長）
 明治大学理工学部建築学科 教授 園田 眞理子（住まいタスクフォース主査）
 日本大学文理学部社会福祉学科 教授 諏訪 徹（生活支援タスクフォース主査）
- 14:20～14:35 **4. 低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業について**
 厚生労働省老健局高齢者支援課 課長補佐 懸上 忠寿
- 14:35～14:50 **ー 休 憩（15分間）ー**
- 14:50～16:40 **5. パネルディスカッション**
～テーマ～「地域善隣事業の可能性と展開」
 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会老人施設部会社会貢献事業推進委員会
 委員長 奥田 益弘
 地域密着型総合ケアセンターきたおおじ 代表 山田 尋志
 大牟田市中央地区地域包括支援センター 管理者 猿渡 進平
 NPO 法人自立支援センターふるさとの会 常務理事 瀧脇 憲
 コーディネーター：高橋 紘士
 コメンテーター：白川 泰之/園田 眞理子/諏訪 徹/懸上 忠寿
- 16:40 **終 了**

II. 開催趣旨とシンポジウムの内容

本事業では、過去3か年に渡り低所得、低資産高齢者の住まいの確保支援のあり方について検討してきた。本シンポジウムは、3か年の検討から導きだされた「地域善隣事業」の理念や概要を広く公表し、全国の自治体で、その地域の特質に根差した地域善隣事業が展開されることを期待し、企図されたものである。また、平成26年度には、本調査研究事業の成果を踏まえて、厚労省のモデル事業「低所得高齢者等住まい・生活支援事業」が実施される予定であり、本シンポジウムでは、モデル事業の具体的な内容説明についても盛り込まれている。



写真1 地域善隣シンポジウムの様子

シンポジウムでは、まず、高橋紘士委員会委員長より、1. 地域善隣事業の意義と背景についての説明がなされた。続いて、白川泰之作業部会座長、園田眞理子住まいタスクフォース主査、諏訪徹生活支援タスクフォース主査より、2. 地域善隣事業の概要が解説され、厚生労働省老健局高齢者支援課懸上忠寿課長補佐からは3. 低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業のガイドラインについての説明がなされた。そして、最後のセッションでは、4. 地域善隣事業の可能性と展開と題して、4名の実践家の方々にそれぞれの活動の内容について

てお話しを頂いた。本章では、この実践家の活動内容について報告する。なお、1. 地域善隣事業の意義と背景については、本報告書はじめにに概説されている。また、2. 地域善隣事業の概説については、本報告書の第1章、第2章、第3章に詳しく掲載されている。

Ⅲ. シンポジウムの概要

1. 老人施設部会による社会貢献事業 ～生活困窮者レスキュー事業～

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会老人施設部会社会貢献事業推進委員会 委員長 奥田益弘
(社会福祉法人みささぎ会 理事長)

- ・本日説明するのは、平成16年から実施している生活困窮者レスキュー事業である。無縁社会と揶揄されるように、地域の連帯感の希薄化から生じる課題は、本事業を開始した10年ほど前から顕在化しているように感じる。
- ・失業し、住居を喪失するなどという問題を抱え、行政窓口に出向いても、結局たらいまわしにされるというようなことは少なくない。どの窓口にいつても、受付だけを行い、問題解決の根本的な部分に迫ろうとしない。
- ・我々の事業は、各協力法人にコミュニティソーシャルワーカーを800名余り配置していただいている。中には、施設の仕事と兼務というケースもある。大阪府社会福祉協議会には、社会貢献支援員がおり、彼らは、福祉施設の事務所の一角を間借り（無償）し、地域に出かけていくということをしている。
- ・本事業の原資は、資金の部分は、各社会福祉法人の老人施設部会が基金を拠出しながら、特に切迫した事例に対して困窮者支援をしている。拠出金の額は、特別養護老人ホーム定員50人の場合、1人あたり5000円で25万円、100人のところは、50万円を拠出してもらっている。今年度は、年間総額1億円を拠出頂いている。
- ・拠出金の7割が社会貢献支援員の人件費、活動費である。残りが、いわゆる切迫した個人への経済的援助に使われる。これについては、現物支給を徹底している。住居費を滞納していても、我々が代理納付をするし、日用品の購入についても、同行して購入するということをしている。いずれにしても、「行って、見て、聞いて」寄り添ってということの基本に支援を行っている。
- ・規制改革、公正取引委員会からの、社会福祉法人に対する風当たりはきつくなってきている。13年ほど前に、こういったことを既に受け止めて、同事業の開始に至ったということである。社会福祉法人は公益法人であり、非営利法人である。長年の措置制度のもとで、行政からの委託事業を受けることだけが中心となり、自ら開拓し、地域ニーズに応えるということはしてこなかったという経緯がある。当時、三上了道老人施設部会長が中心となり、大阪府下400余りの施設の理事長、施設長に幾度となく収支差額の一部を地域社会に還元すること、ソーシャルワークを積極的に展開することを呼び掛けた。

●奥田氏講演資料(一部抜粋)

1.地域社会の変化と福祉課題・生活課題の拡大

- ◆「無縁社会」⇒家族、地域のつながり・連帯感の希薄化
- ◆失業や住居喪失に伴う生活困窮の問題の広が
⇒稼働世帯に社会的孤立、経済的困窮の問題が急速に広がる
*生活保護受給者数:215万3816人(2013年5月)
* " 受給世帯数:158万2066世帯(過去最多を更新)
- ◆相談窓口やサービスにたどり着かない人びとの存在

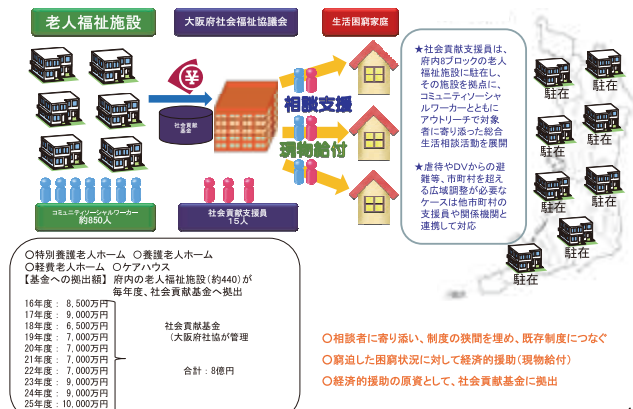
○【深刻な社会状況】

- ◆地域福祉の前提が崩れつつある
- ◆制度の狭間にある生活課題の増加
- ◆孤立死、自殺、ひきこもり、ホームレス、虐待、DV、子育て・介護不安
- ◆「新たな貧困問題」⇒ ◆高齢者の貧困(中でも単身女性)
◆ひとり親(母子等)家庭の貧困、◆子どもの貧困

【誰にでも起こりうる問題】 【世代間の連鎖】
◆現在の社会保障制度の機能不全

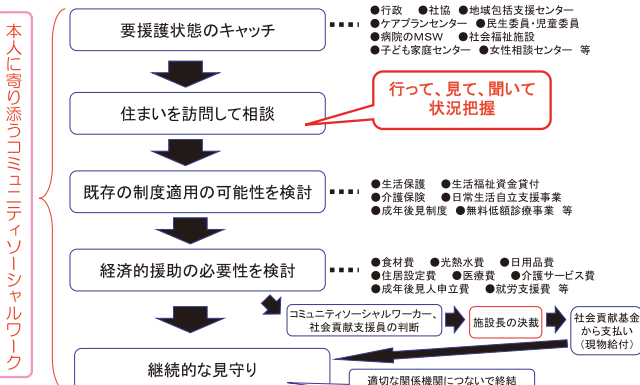
2

大阪における社会貢献事業の全体像



4

○「施設CSW」・「社会貢献支援員」による相談支援活動のながれ



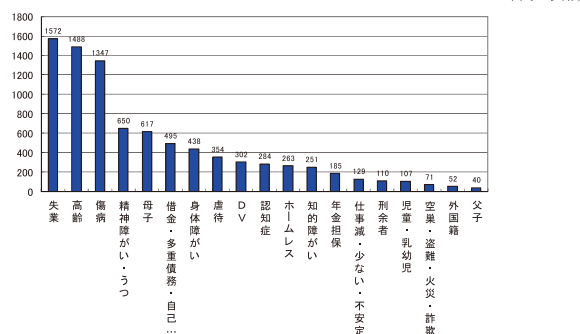
6

○「社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)」事業理念

- ◆ 社会福祉法人は社会福祉法に基づく公益法人であり、制度に定められた利用者の利益を守る民間社会福祉事業の担い手として、また非営利法人として地域における社会福祉への貢献及びその推進を図る役割として、国民の福祉の増進に果たしてきた実績は高く評価されている。これは社会福祉法人が公の補充、代替を行うだけでなく、先駆的、開拓的、さらには公共性を保持してきたことに対する社会的信頼である。
- ◆ しかしながら、長年の措置制度のもとでは行政からの委託事業が中心になり、自主的な地域への福祉の取り組みが、次第に希薄になってきたという批判がある。介護保険制度によって、この傾向が一層散見されるようになり、また、民間企業等の参入もあり、他のサービス供給主体との違いが不明確になってきている。
- ◆ 社会福祉法人への公的助成、優遇措置は制度固有のものではなく、あくまでも公益活動に対する措置であることから、公益性のある仕事を自ら開拓して展開させることに社会福祉法人の使命があるといわねばならない。
- ◆ 今、改めて、制度創設の理念に立ち返り、社会福祉法人として社会的に評価されるために開拓的な公益活動に取り組むものである。

8

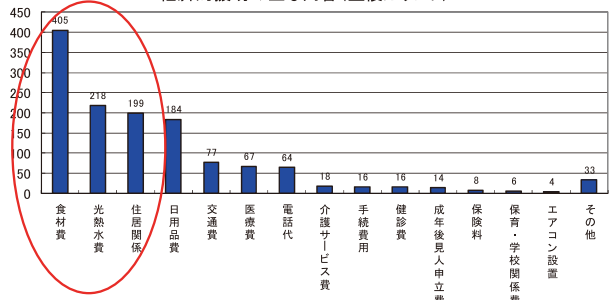
経済的援助を行った世帯の主な特徴(重複カウント)



本人または家族の失業を契機に、深刻な生活困窮に陥る世帯が増加

11

経済的援助の主な内容(重複カウント)



食料費や住居関係費など、今日、明日の生命、生活の危機を回避するための援助が中心

12

○経済的援助事例

◆ 経済的援助件数（H16～23年度の8年間）……………4,225世帯
 ＊ 8年間の相談件数の累計（社会貢献支援員のみ） …… 28,435件

◆ H23年度の経済的援助件数……………608世帯
 ＊ 1件あたりの平均経済的援助額 …… 約64,000円

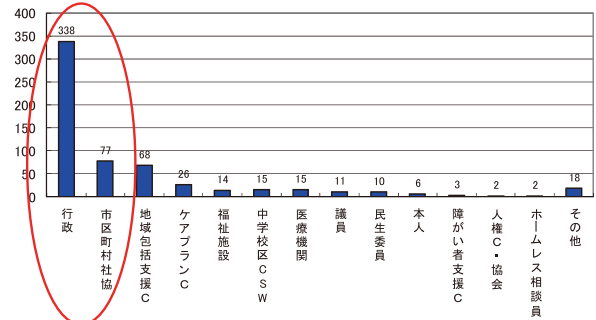
[最近の傾向]

- ◆ 30代、40代の若い世代の「失業」に伴う生活困窮者が増加
- ◆ 「母子」、「精神障害・うつ」等の生活困窮者が増加、等
- ＊ 体重が30Kg以上減少、1週間近く食事をまともにとっていない
- ＊ 数か月、電気やガスは止まっている
- ＊ 家や寮を追い出された等、極めて生活困窮した状態で発見される事例が多く、社会貢献事業による緊急支援が孤立支援や自殺防止に効果を発揮している

13

経済的援助事例の主な紹介経路

23年度実績



行政からの支援依頼が全体の55.6%を占め、群を抜いている

14

○「社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）」がセーフティネットとして機能している理由

- (1) 即応性のある柔軟なワンストップ相談支援活動
 ⇒ 制度や行政の対応が困難な狭間の複合的、急迫的事業に即応
- (2) 積極的なアウトリーチ活動
 ⇒ 「施設CSW」、「社会貢献支援員」の訪問による状況確認と迅速な対応
- (3) CSWと社会貢献支援員の機能分担・連携協力による重層的な活動
 ⇒ 複雑で多面的な生活問題への対応は身近な地域にある施設の「CSW」と広域的な相談援助に当たる「社会貢献支援員」の連携による「重層的な支えの仕組み」がもたらしている有効な機能
 ⇒
 ◆ 市町村域…地域に密着した老人福祉施設CSWが主として対応
 ◆ 広域…「CSW」と「社会貢献支援員」の連携による対応
- (4) 経済的援助（上限10万円の現物給付）… 緊急支援のツールあり
- (5) 活動拠点である社会福祉施設の機能 … 24時間、365日対応可能
 ⇒ 社会福祉専門職、設備を有し、24時間、365日の対応が可能
- (6) 社会福祉協議会に対する信頼性

16

今後の課題

- 1、総合生活相談事業の全国展開の必要性
 ※ たらいまわしをしないワンストップの相談援助
- 2、社会的孤立の解消と、地域での居場所や活躍できる場づくりの必要性
- 3、社会福祉法人による中間的就労、自立に向けたサポートの必要性
- 4、民間企業による就労支援の輪を広げていく必要性
- 5、地域での仕事づくり（ソーシャルビジネス）の可能性

雇用対策が急がれる

22

- ・ 食材支援については、切迫感があるため、極めて多くなっている。福祉事務所のケースワーカーや市町村社協の職員から、支援要請について連絡が来る。
- ・ 課題の特徴としては、多様な問題を重層的に抱えたケースが非常に多い。また、課題が潜在化していることも多く、こういった場合には緊急性を要することもある。
- ・ 本事業が機能している理由は、即効性がある点である。ワンストップの相談体制、アウトリーチ、そして、デュアルサポートを採用している。
- ・ 社会福祉法人の理事長等には、「社会福祉法人は地域の共同利用施設であることを忘れないでください、設立時、そういう理念は必ず設立趣旨に書かれているはずだ、ここに改めて思いをはせましょう、ニーズ対応型の社会福祉法人になっていきましょう」という話をしている。

2. 地域善隣事業の可能性と展開 社会福祉法人の役割を考える

地域密着型総合センター きたおおじ 代表 山田 尋志
(「リガーレ暮らしの架け橋」グループ)

- ・社会福祉法人は、行政とのパートナーシップ、強いパイプをもって、事業を展開してきたという経過があり、今後各市町村で新たな社会づくり、地域づくり、資源づくりをする上で重要なポジションにいらしていると感じている。
- ・社会福祉法人の役割は、単純化すると大きく2つに分けられると思う。1つは、セーフティネットの部分にどういう役割を果たすか、大阪の奥田益弘先生のお話は重要なモデルだと思っている。もう1つは、介護、孤立問題等、誰でもが当事者化してくる中で、サービスを大きく普遍化していくこと、言い換えればケアの質の向上や質の高い介護人材の育成などであり、営利法人ではなかなかできにくく、このあたりが、NPO法人、社会福祉法人など非営利法人の役割ではないかと考える。
- ・特別養護老人ホームの要介護度1、2の入居者は、介護以外の社会問題で入所している。今回の制度改正は、軽度の認知症による孤立などに起因して、地域からのゴミ屋敷や、火の不始末などへの不安がある。いわば、介護施設の問題ではない社会的課題への対応の必要性が顕在化する契機となっているのではないだろうか。
- ・養護老人ホームの措置要件は、環境上の要件、経済的要件という、まさに介護以外の支援と、低所得層に対する支援の役割である。狭い意味においては、自立しているが、広い意味では社会的援助が必要な高齢者も多い。生活支援、見守りと住まい、低所得の方という意味では、本日のテーマと一致した層を支援する老人ホームという位置づけになる。
- ・現在、養護老人ホームに入所している6万人余りの中で、低家賃住宅と見守り等が必要であるが、半数以上は地域移行が可能な人である。こうした方を地域移行させるためには、住まいの確保が必要となる。
- ・養護老人ホームなどの社会福祉法人が見守りや生活支援を含めたアウトリーチ活動をしていくことにより、養護老人ホームから地域移行された方を対象とするのみならず、その地域で生活している支援を必要とする高齢者に支援活動をしていくことが重要ではないか。
- ・まだ、計画段階であり、実践にまで至っていない仕様書や設計図書の段階ではあるが、こういった課題に対して、京都市ではどういった活動をしているかについて紹介する。
- ・京都市の居住支援協議会の議論では、供給とニーズのマッチングの課題が明確になっている。こういった問題を目の当たりにして、何らかの役割を社会福祉法人が持つ必要性を考えていた。そこで、京都市の老人福祉施設協議会の施設長等に対し、先ほど説明のあった来年度からの国の事業について、アンケートを実施したが、全般的に積極的な姿勢であった。アンケートに答えた50名の施設長のうち、なんらかの「新たな社会貢献事業」を行うことが必要と回答した方が48名、更に、この「低所得高齢者の住まい・生活支援モデル事業」の実施を検討したいと答えた方が約4割、19名に及んでいる。
- ・国のオレンジプランの柱に多職種協働モデルがある。京都市地域密着型サービス事業所協議会（地域密着協）から京都市に対し、ライフサポート研修を京都市全域で行うことを提案し、ふたつの行政区でのモデル事業の形ではあるが、実現することとなった。これには、

地域医師会、地域包括支援センター、小規模多機能型居宅介護事業所、ケアマネジャーが110名参加し、こういったことが始まると、地域善隣事業に重なる活動ができるのではないかと期待している。

- ・2000年に施設を創設した際にサロンを併設し、地域サロンの有効性には着目していた。大牟田市に見学に行き、全市で取り組んでいるモデルを、京都市でも取り入れるよう提案したいと考えている。

●山田氏講演資料(一部抜粋)

社会福祉法人の役割とは

非課税優遇措置を社会還元する二つの役割

1. 本来のセーフティネットとしての役割と推進
 - 社会福祉法人が共同資金拠出等による社会貢献事業
2. サービスの普遍化と地域包括ケアの推進
 - ケアの転換、福祉・介護人材育成の推進
 - 地域に展開するなどにより地域包括ケアのモデルを創る

老人福祉施設の現状と課題

1. 特別養護老人ホーム
 - 介護保険法改正により重度化対応、しかし、要介護1、2の申請者の実情をどのように考えるか
2. 養護老人ホーム
 - 約950施設、定員約66,000人、新たな役割が検討されている
3. 軽費老人ホーム
 - 住まいとしての役割りでスタートしたが、他の住宅施策との整合性が問われている

地域包括ケア推進に向けた京都市における取り組み
低所得高齢者住まい・生活支援モデル事業への参加を検討

1. 京都市における居住支援協議会での検討経過
 - 供給とニーズのマッチングの課題が明確化
2. モデル事業の検討がスタート
 - 住宅部局、不動産業界による供給を検討
 - 福祉部局と社会福祉法人による見守等資源の開発
 - ・当面、モデル事業実施法人を、京都市老人福祉施設協議会がサポート
 - ・モデル事業実施法人は、特定の複数生活圏域において、地域包括支援センターと連携してニーズを把握
 - ・養護老人ホーム、軽費老人ホームを併設する特養などの参加を募る予定

地域包括ケア推進に向けた京都市における取り組み
ライフサポート(多職種協働)研修の実施

1. 京都市に対し、すべての生活圏域(61包括圏域)において、医師を含む多職種協働研修を提案
2. 京都市が実施を決定(京都府医師会、京都地域密着型サービス事業所協議会共催)
3. ただし、モデル地域(北区=5包括圏域、上京区=4包括圏域)で実施し、成果を全圏域へと拡大したい
4. 3月9日、医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域密着型サービス介護職員、計110名が参加

地域包括ケア推進に向けた京都市における取り組み
小規模多機能事業所等への地域サロン併設を提案

1. 第5期介護保険事業計画において222箇所の「居場所」作りを掲げる
2. 平成24年度に居場所の調査研究実施(京都地域密着型協);京都府補助金約150万円
3. 京都市に基幹型サロンを提案
 - ・小規模多機能事業所等に併設
 - ・京都地域密着協が6箇所のモデルサロンの指定
 - ・基幹型サロンとして、5つの機能を検討

地域サロン(きたおおじ)



学生等によるアウトリーチ活動(きたおおじ)

ー地域で暮らし続けることを支える仕組の構築を目指してー

●京都女子大学生と地域団体の方々と会議



社会福祉法人グループ化の趣旨

<趣旨>

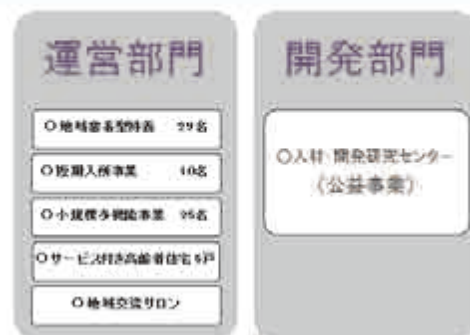
- ◆地域包括ケアを推進するためには、生活圏ごとの介護サービス資源や、住民が暮らす場を調整するなど、現代社会の新たな課題に対応し、住み慣れた地域で馴染みの人間関係と、切れ目のないサービス、さらにそれらと他の地域資源を文字通り「包括的」に「コーディネート」できる人材を育成・配置することなくしては難しい。
- ◆社会福祉法人のグループ化(当初3法人)は、平成22年3月、公益法人である社会福祉法人がその推進の中核的な推進母体を持つべきではないかという考えに共感し、未だそのような展開を行ってはいない中小法人が共同することでこのような試みを推進することを目的としてスタートした。

グループ化の具体的イメージ



- ①グループ本部の設立(地域展開・研修等の経験を持つスタッフが協力)
- ②事務局拠点にスーパーバイザーを配置し各法人を巡回
- ③ガバナンスの強化・人材育成・ケアの質の向上をサポート
- ④3年計画で一定のグループ化を達成

地域密着型総合ケアセンター「きたおおじ」の機能



- ・京都市は、現在第5期計画において、222か所の居場所づくりを目標に掲げている。地域密着協で、本委員会の委員でもある鈴木健二先生にもご協力いただき、平成24年度には、89か所のサロンを調査した。その報告書において、開設の趣旨等を集約し、京都市に対して新たな形の地域サロンを提案した。
- ・小規模多機能事業所は、京都市内ではまだ60か所程度であるが、更に100か所以上が新たに開設すると想定されるため、そこにサロンを併設し、基幹型サロンができればと期待している。現在、地域密着協では、6か所の小規模併設サロンをモデルサロンに指定し、基幹型サロンづくりを試行している。
- ・モデルサロンのひとつである「きたおおじ」では、京都女子大学の学生12名に協力いただき、2名1組で、75歳以上の独り暮らしのお年寄りのお宅を訪問するというを行っている。100件ほどの訪問を終えたところである。こういったアウトリーチ活動も基幹型サロンの重要な機能ではないかと考えている。
- ・「きたおおじ」は、小規模多機能やサービス付き高齢者向け住宅など5つの事業を行っているが、それとは別に、公益事業として、人材・開発研究センターを持っていて、ここにスーパーバイザーを配置し、グループ化を目指している7つの法人の本部としての活動を行っている。中小の社会福祉法人であっても、共同することにより、地域展開や人材育成

など、地域包括ケアに向けたいろいろなことができるモデルが実現することを目指している。

3. 地域善隣事業の可能性と展開 大牟田市の取組み

大牟田市中央地区地域包括支援センター 管理者 猿渡進平

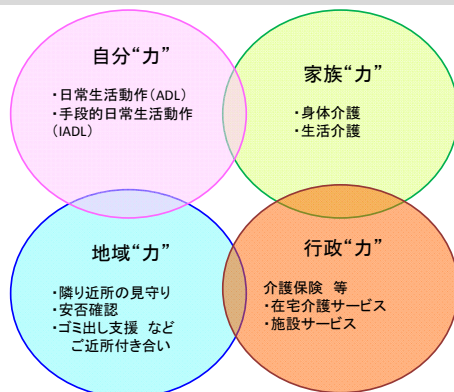
- ・平成23年までは、これから紹介する医療法人白川病院に勤務し、その後、地域包括支援センターの委託を受けて、包括運営をしている。
- ・まず、白川病院の概要について説明する。218床ある療養型の病院であり、入所者の平均年齢は85.7歳と高い。多くが認知症であり、急性期病院や回復期リハビリテーションから入院してくるケースが非常に多い。
- ・ケアマネや家族からは、入院させてほしいという依頼が毎日のようにくる。他方で、ドクターから退院許可が出ると、患者の多くは「自宅に帰りたい」と希望する。
- ・我々の支援は、家族がどの程度支援できるのか、介護保険のサービスを使えばどの程度自宅で生活できるのかなど、本人が自宅に帰ることができる状況にあるのかを確認する。但し、多くが、急性期で自宅に戻ることが敵わず、回復期病院でも、それが敵わず、最終的に療養型病院に来るわけであり、ほとんどが、自宅に帰ることができず、不本意ではあるが、施設に入所するのである。
- ・我々は地域力があれば、患者は自宅に戻ることができるのではないかと考えている。民生委員、自治会に「こういう方がいるが、見守りできないか」と尋ねるが、民生委員も高齢になっており、頼めるような状況ではない。自治会の加入率も35%を切っており、地域の関係性は脆弱化している。
- ・大牟田市では、徘徊模擬訓練というものをやっている。その目的は、「認知症の人と家族を支え、見守る地域の意識を高め認知症の理解を促進していく」、「徘徊高齢者を隣近所、地域ぐるみ、多職種協働により可能な限り、声掛け、見守り、保護していく実効性の高いしくみの充実」である。各小学校区単位に、実行委員会を設立し、徘徊模擬訓練に挑む。
- ・白川校区では、平成19年に初めて徘徊模擬訓練を実施した。校区人口7500人で当日の参加者9名のみであった。徘徊役には、2時間、地域を歩いてもらう。子ども用の傘をさし、足をひきずりながら歩いてもらう。にもかかわらず、声かけはたったの1件しかなかった。地域からは、なぜ、地域で認知症をみなければならぬのか、火事を出したらどうするのか、など、批判的な意見が聞かれ、認知症の方が地域で暮らすことの大変さを実感した。
- ・これをきっかけに、白川校区の地縁組織のメンバーとともに、認知症の方を地域で支えるネットワークを如何につくるかという議論を進めていった。初めのうちは、行政が施設を作ればいい、なぜ、病院の職員がこんなことをやるのかなど、批判的であった地域住民が、繰り返し話をするうちに、自分たちも、病院や施設では死にたくないというような思いが芽生えるようになり、地域の力をつけていくことの重要性を当事者として認識し始めるようになった。
- ・各種関係機関が、縦割りで活動をするのではなく、皆で校区のことを考えようということで、任意団体の白川ふれあいの会が設立された。
- ・会がスタートすると、集まる場所が欲しい、本当に困った時に、ボランティア等支え合う

体制づくりが必要である等の議論が高まった。平成 21 年 11 月には、白川病院が事務所となり、NPO 法人しらかわの会を立ち上げるに至る。

- ・現在の活動は、高齢者、障害者等の世帯を対象に、個別訪問を実施し、家事支援及び生活相談に応じ、自宅で安心して生活ができるように支援をしている。日常生活支援事業は、買い物、付き添い、清掃、庭の手入れなど、基本的には何でもやる。

●猿渡氏講演資料(一部抜粋)

患者が自宅退院するために必要な“力”



校区事務局として徘徊模擬訓練に参加

平成 19 年 第 1 回 徘徊模擬訓練inしらかわ

- ・民生委員が中心 7500人中 9名の参加

※ 校区社協や公民館に呼びかけを行ったが参加者なし

1名の徘徊役に2時間歩いてもらう。

地域からの声かけ 1件

地域の関心度は非常に低く協力的ではない。
偏見や差別的な意見もあり他人事。



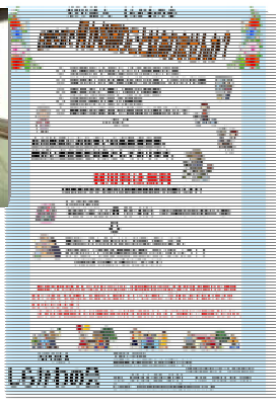
「NPO法人 しらかわの会」の活動計画

基本目的

高齢者、障害者等の世帯を対象に個別訪問を実施し、家事支援及び生活相談に応じ自宅で安心して生活できるように支援する。また安心して住める町づくりを目指す。環境整備や安全確保を重点に地域の活性化に寄与する。

事業名	具体的内容	実施予定
・日常生活支援事業	・個別訪問による買い物、付き添い、清掃、庭木の手入れ、相談支援等 ・サロン事業	随 時
・環境美化部会	・堂面川河川敷清掃 ・地域内の清掃活動	1回/年 1回/年
・安心、安全部会	・防犯灯及び危険箇所点検 ・地域広報誌発行	2回/年 随 時
・こども部会	・通学路点検 ・学校諸行事の支援 ・こどもの居場所づくり ・障害児の登下校支援	2回/年 随 時
・自治体及び他団体の支援事業	・徘徊模擬訓練 ・白川まつり	1回/年 1回/年

日常生活支援部会

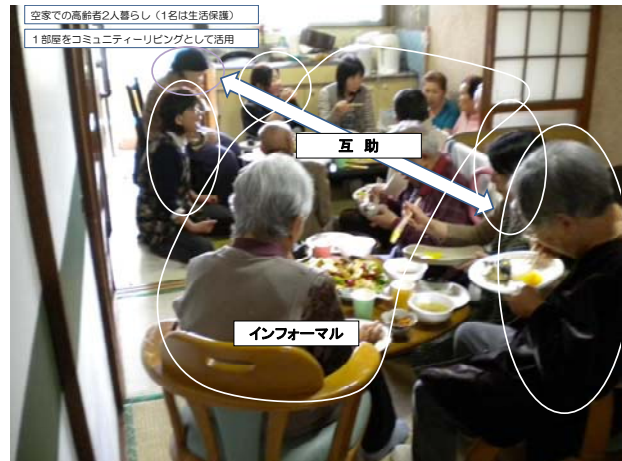
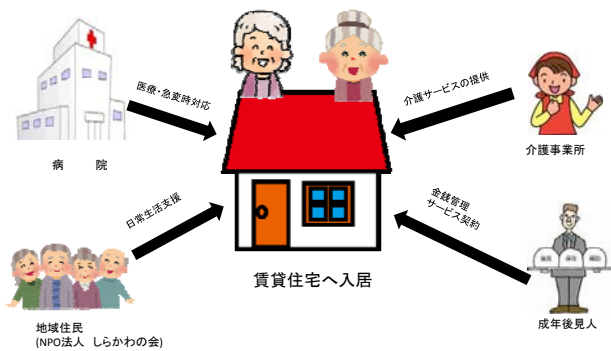


将来的構想

白川校区



本人たちの思いを尊重した支援



なぜ住み慣れた地域の「住まい」を確保し、生活が継続できたのか？

1. 社会的な信用 (金銭的な保証)

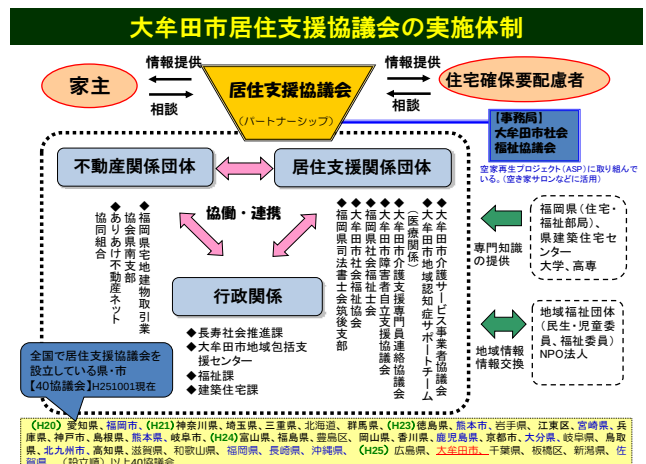
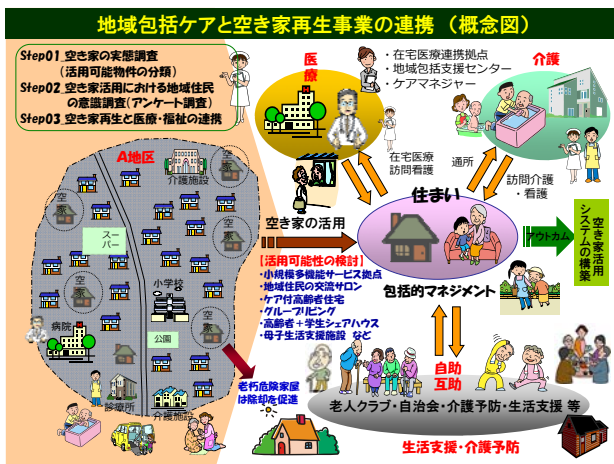
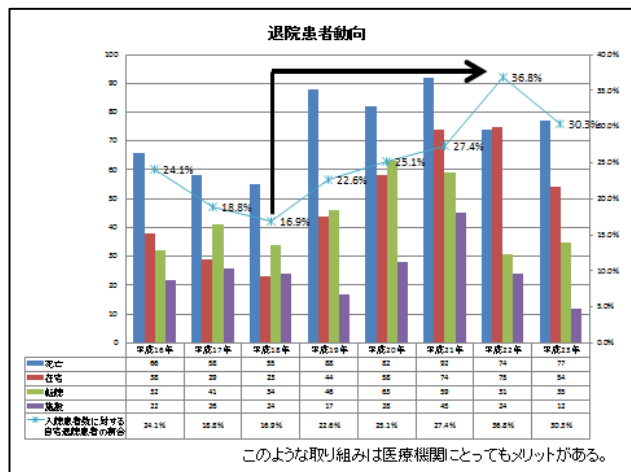
成年後見制度の申し立てを行う。近所のトラブルの対応と債務整理、借金の返済も行った。
また賃貸住宅の契約も実施。家賃の未払いになることを懸念していた大家から信用を得ることが出来た。

2. 孤独死対策 (ネットワーク形成)

大家は、孤独死が発生することを懸念していた。しかし、地域住民や医療機関、介護サービス事業所の職員で会議を開催し、一定の見守りや介護サービスが入ること、また状態が悪化した際には即座に医療機関が対応する等、ネットワークの形成を図り、大家の安心を得た。



住まい 地域支援



- 日常生活支援事業について、白川校区では、会員の家をマッピングしている。また、日常生活の困りごとについてのチラシを各戸に配布している。連絡先は病院となっており、連絡者に近いボランティアとともに支援を行う。
- サロン活動も行っている。地域の空き家、教室などを活用し、8か所のサロンを運営している。サロンに通うようになり、料理作りを再開した参加者もあり、それが生きがいになっているようである。
- 患者が地域で暮らした過去の事例を紹介する。ひとりは、骨折で入院した方で、認知症が

あり、自宅で徘徊していた80代、要介護1、生活保護受給者であった。このケースは長女から経済的虐待を受けており、食べるものにも窮する状況であった。他方、もう一人の女性は、知的障害があり、障害年金1級、要介護1で、食事をとれておらず入院したケースである。自宅も老朽化しており、このケースも頼る者がいなかった。近隣住民は、世話を代わりに、金銭を要求しており、本人もこれを支払っていた。

- ・2人とも、長年住んできた地域に戻りたいと希望をしたが、いずれも、1人暮らしはさみしいということであった。そこで、ルームシェアを提案した。介護サービス事業所が入り、成年後見人を付けて金銭管理、サービス契約をする。医療機関は、急変時に対応する。NPO法人しらかわの会が日常生活支援をするという輪を作った。彼女らの家にちゃぶ台を意図的に設置し、ここに、地域の方々が集まる機会が増えた。
- ・この実現については、社会的な保障ができたことが大きい。後見人制度を使って、債務整理をし、借金の返済を行った。賃貸住宅の契約もでき、家賃の未払いを懸念した大家から信頼を得ることもできた。なによりも、ネットワークを組んで、2人を見守る体制が、大家を安心させたのである。
- ・こういった病院の退院支援と地域の支援体制が確立したことで、平成18年以降、病院から在宅へ移行するケースが3倍に増えた。具体的な数字を見ると、平成18年には病院から在宅へ移行するのは23名であったが、平成21年には、70名を超えている。つまり、こういった支援は退院促進につながるし、地域に移行した患者についても、引き続き当医院に通院することとなるため、患者が減ることはなく、むしろ、病院にとってのメリットは大きい。
- ・空家の増大、住宅確保要配慮者の増大等、住まいを取り巻く課題も露呈されてきており、課題を共有するという意味で、居住支援協議会を立ち上げた。大牟田市の居住支援協議会は、介護サービス事業所、認知症系の医者、ケアマネ、障害者関係の社会福祉士会や司法書士会、不動産関係者、行政とともに、体制を作っている。居住支援協議会としては、住みたい人と住んでほしい人をマッチングするだけでなく、地域包括ケアの理念に基づいた支援をやっていかうと運営している。
- ・大家さんは、孤独死等のリスクを懸念する。公営住宅に当選しても、身元引受人がいないといったケースは少なくない。こういったことについて、専門職が、ご本人の支援について協議している。必要があれば、賃貸契約の身元引受、連帯保証、緊急連絡先になるということで、ネットワークを組んで支援を提供する体制構築のために動いている。
- ・最後に1つ事例を紹介する。ある女性を地域で支援していた。彼女の住宅は見守りサロンのようになっていたが、当事者は他界した。子どもさんが、地域のためにその住まいを提供くださり、その活用方法について現在議論しているところである。

4. 地域善隣事業の可能性と展開 ふるさとの会の取組み

NPO 法人自立支援センターふるさとの会 常務理事 瀧脇 憲

- ・現場をよく知る人ほど、低所得・低資産高齢者に果たして自助や互助が期待できるか疑問を感じるであろう。制度が排除を生み出さないためには、対人援助論をしっかりと議論し

ておく必要がある。

- ・戦後一貫して、不安定・低所得就労に従事してきた層は約3割存在するという研究もある。そういう層が高齢者になって、金がない、家族がない、介護が必要で、認知症やがん、精神疾患などを抱える、いわゆる「四重苦」の状態となる。山谷や釜ヶ崎にはそういう人がたくさん暮している。日本の経済が右肩上がりの時代に、頑張れば暮らしが楽になると言われていたにもかかわらず、そこに取り残されてしまった人の「取り残され感」はどれほど痛切なものか。そこを考えていかないと、自助や互助と言う言葉が空語になってしまうのではないか。頑張ってもどうにもならなかった人は、他人から言われた通りにしてもいいことはないと思っている。だから他人に反発する、約束を守らないなど、いろんな問題を起こしてしまう。互助の対極にあるような事態がたくさん生じてしまう。
- ・たとえば、ある時、ふるさとの会がアパート保証をしている人が、隣の入居者の騒音に頭にきて、外付けのテレビのアンテナ線をペンチで切ってやったと相談にきた。そんなことをしては、逆に追い出されるかもしれないと、相談者のアパートに行ってみると、確かに音がする。一緒に隣の部屋に行くと、明らかに認知症とわかる高齢の女性が暮らしていた。部屋は「ゴミ屋敷」の状態になっていた。それを見た相談者はかわいそうに思い、翌日味噌汁を持って行ってあげたら、泣いて喜んでいたよという。そのうち、二人は、お茶飲み友達になり、今度は、テレビの音がしないと心配するようになった。同じ音の意味が「騒音」から「安否確認の音」に変わったのである。このように、協働作業を通して、「意味」を変え、安心生活を支えていくことが、生活支援の大切な仕事だと思う。
- ・トラブルはチャンスであり、トラブルを排除するのではなく、お互いを理解するきっかけにして、互助を作る。この「生活の互助」のノウハウについてもう少し考えていきたい。
- ・ふるさとの会が支援している人は、直近で1238人おり、約半数は65歳以上の高齢者である。四重苦を抱える人が112名いるなど、分析の視点はいくつかあるが、共通しているのは、「関係性の障害」ともいえるべき、生きづらさを抱えている点である。
- ・これは、バーベキューをやっている写真であるが、こういったイベントのたびに利用者ミーティングを行っている。「今度のバーベキュー大会では何を出しましょうか」ということから、利用者とミーティングをしながら決めていく。この時は、「昔テキ屋をやっていたので、たこ焼きをやきたい」という人が出てきた。この人の人生の物語が語られる。しかし、実はがんが進行していて、自分で材料を買いに行くことができない。そこで、買い物を買って出る人が現れる。若い知的障害を抱える利用者が買い出しを担当した。重い身体障害を抱える利用者は、当日の呼子を買って出た。このように、一つの目標を共有することによって、役割分担が発生する。発生した役割分担に沿って協働作業が生まれていく。自分自身の生活環境や約束事を、一緒に暮らしている人と一緒に作りあげていくことの積み重ねが、互助の土壌づくりなのである。
- ・中央大学の宮本太郎先生が「生活支援労働」という働き方を提唱されているが、これはすごく大事な概念だと思っている。たとえば、ホームレスのための炊き出しでは、ふるさとの会の互助ハウスで生活をしている利用者が参加することがある。中には、重い障害を抱える人もいて、その人がボランティアに来ると、周りのボランティアがその人の補助をし

てあげないと作業が進まない。作業の効率性という点では、低いかもしれない。

- ・しかし、ある時、その人がいると、炊き出しの場がとても和むことに気が付いた。それは、高齢者の安心生活を支える能力かもしれない。実際、その人にほかの互助ハウスを巡回してもらおうと、高齢者が和むのである。園田眞理子先生が以前、「存在就労」という言葉を紹介してくれた。我々は、生活支援を含め、「ケア」を行為（Doing）の尺度で捉える思考に慣れてしまっているが、存在を役割に変える「存在就労」ともいうべきものが根っこにあるのではないか。むしろ、Doing ばかりにとらわれるのは、工業社会の思考様式であって、こういった発想から脱皮していくことも地域善隣事業の展望ではないか。
- ・今年、墨田区で認知症カフェをやることになったが、認知症の人を地域で支えるためには、存在を役割に変えていしながら、生活の互助に根差した生活支援労働というものを考えていく必要がある。
- ・ふるさとの会で認知症の人が墨田区のどこにいるかをマッピングした。支援拠点があり、空き家を活用した共同居住がある。まばらに存在しているのは、認知症の独居の人である。

●滝脇氏講演資料(一部抜粋)

事業目的

**認知症になっても
がんになっても
障害があっても
家族やお金がなくても
地域で孤立せず
最期まで暮らせるように**

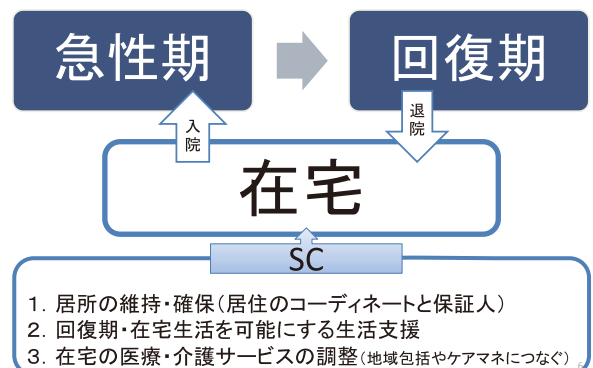
現在の支援対象者			四重苦を抱える人 112人		
女性 1238			男性 830		
認知症	13	0.1%	認知症	88	10.6%
高齢者	128	10.3%	高齢者	88	10.6%
障害者	23	1.9%	障害者	138	16.6%
貧困者	416	33.7%	貧困者	341	41.1%
75歳以上	142	11.5%	75歳以上	183	22.1%
65歳以上			65歳以上		
567人	45.8%		361人	43.5%	
65歳以上			65歳以上		
567人	45.8%		361人	43.5%	
身体障害			身体障害		
110	8.9%		45	5.4%	
知的障害	52	4.2%	知的障害	15	1.8%
精神障害	243	19.6%	精神障害	154	18.6%
認知症	138	11.1%	認知症	44	5.3%
がん	50	4.0%	がん	32	3.9%
HIV	3	0.2%	HIV	5	0.6%
総合計	282	22.8%	総合計	93	11.2%
総計	889人		総計	393人	

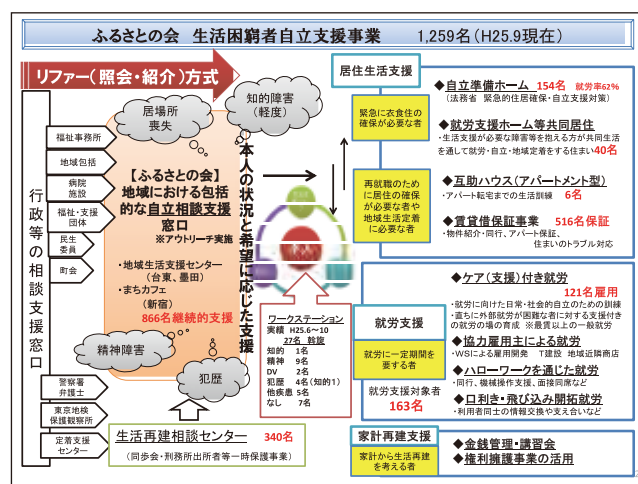
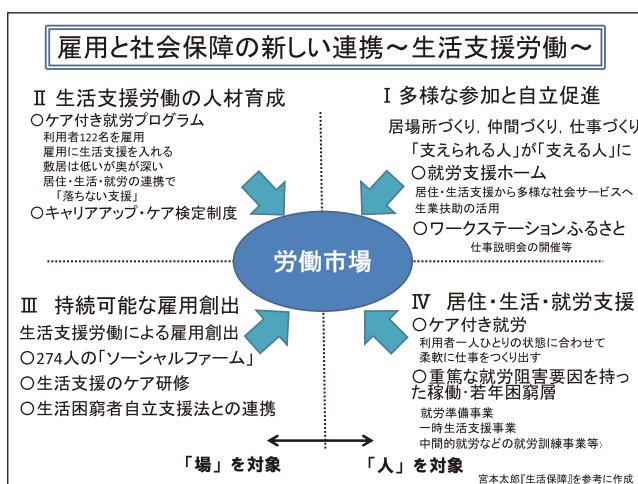
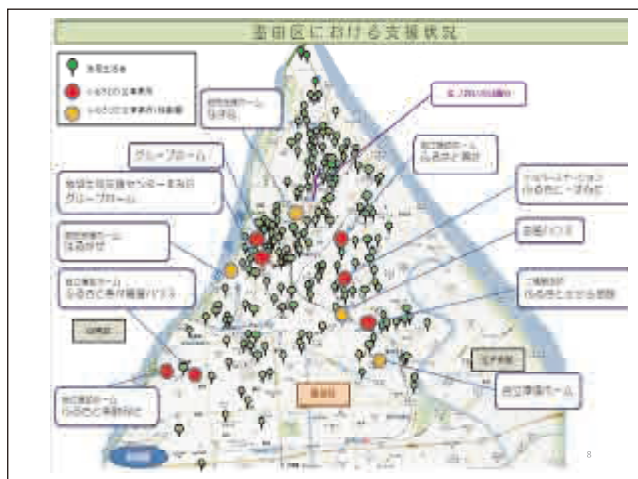
支援の構造と雇用創出

利用者数 **1,238名** (H25.11月現在)



住み慣れた地域や在宅で支える仕組みへの転換
「時々入院, ほぼ在宅」に対応





ケア研修 監修: 嶋由木 保健師			
目的:			
①日常生活支援に必要な幅広い「 基礎的知識 」の習得			
②緊急時に必要なアセスメントと「 初期的対応 」ができるようにする			
I 制度理解	II 対象者理解	III コーディネート	IV 生活支援
生活保護	高齢者に多い疾患	カンファレンス	介護基礎知識①外出移動
ホームレス自立支援法	糖尿病/高血圧	アセスメントの方法	介護基礎知識②食事
介護保険	脳血管疾患/高次機能障害	ケアとアート	介護基礎知識③排泄
障害者自立支援	知的障害/発達障害	社会サービス機関との連携	介護基礎知識④保活・着替え
就労支援	認知症		感染症対策
更生活援	アイシション		金銭管理
多量債務	統合失調症		喫煙対応・防災
権利擁護	気分障害/不安障害/PTSD		応急処置・救急搬送
個人情報保護・守秘義務	育ちの支援/人格障害		体調不良時の対応・計測
	摂食障害/解離性障害		医療的ケアの範囲
	自殺のリスクと対応		服薬管理
	性の理解		
	緩和ケア		
	HIV/肝炎		
	結核		
	虐待/暴力		
	路上生活		
	刑事施設出所者		

・空き家を活用した自立援助ホームには、病院から移ってくる人が多い。我々は、生活支援を受けながら、支援する側に回る「ケア付き就労」という働き方を支援している。今、122名の人をそういう形で雇用している。生活支援労働というコンセプトを持つことによって、地域善隣事業と生活困窮者自立支援法が連携できる。そのためには、生活支援の仕事につくためのいろんな研修が必要になる。ふるさとの会では、入門編から始まり研修を受ければ、誰でも常勤職員になれる検定制度を作っている。ミーティングのやり方を身に付けられ

ば、更にキャリアアップもできる。「ケア付き就労」のスタッフも対人援助論を共有し、「排除しない」という思いをスタッフ・ミーティングで語っている。

- ・よく地域を面的にというが、きめ細かい「面」をつくるのは、互助であり、制度による排除を克服するために鍵となるのは、対人援助論だと思う。今後、地域善隣事業を推進する各地の取組みが、互いの経験や研修など人材育成のノウハウを共有していけば、対人援助論も進化し、事業がイノベーティブに発展するのではないかな。
- ・地域善隣事業は、低所得者対策にとどまらず、セカンドハウスとして家族介護をしている世帯に利用されるなど、地域包括ケアの中の重要なピースになっていくポテンシャルが高いと、期待している。

Ⅳ. シンポジウム参加者およびアンケートの概要

本シンポジウムへは、206名の申込みがあった。うち、地方公共団体・公的団体からの申込みが最も多く、それに、NPO法人、社会福祉法人等の事業者関係が続く。

アンケートの回収率は、18.3%であった。

基調講演及び地域善隣事業の概要説明についての評価は58%が、また、後半のパネルディスカッションについても64%が良かったと回答している。

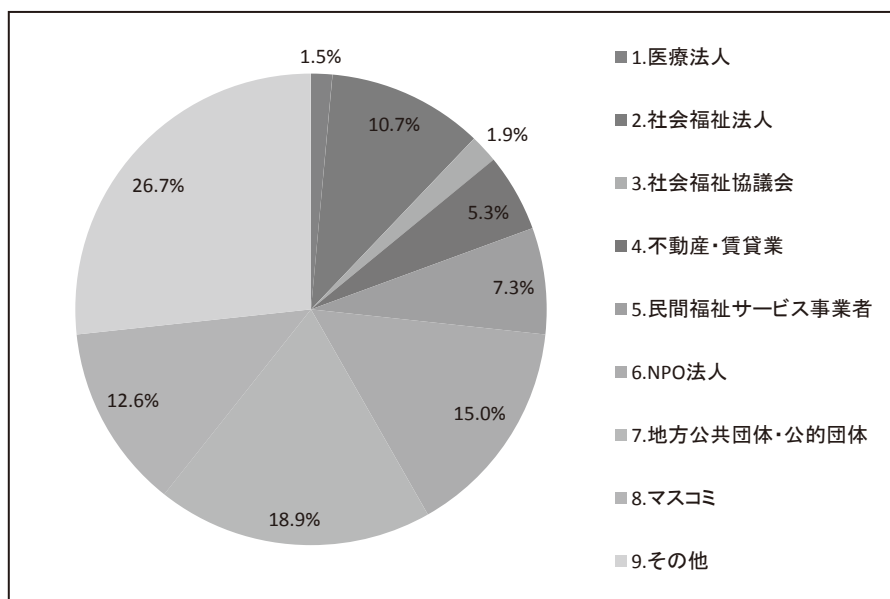


図1 参加申込者の状況

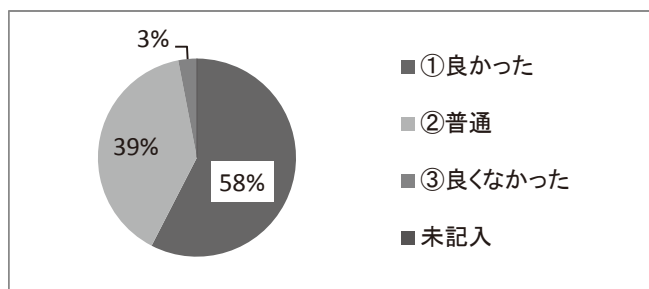


図2 前半プログラムの評価

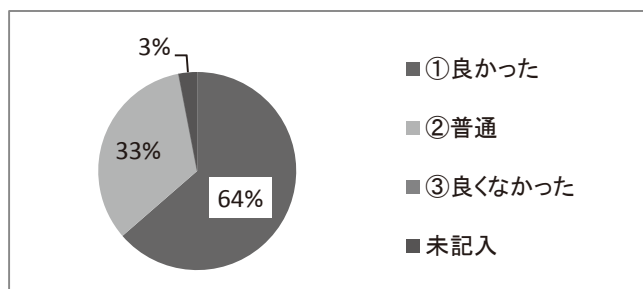


図3 後半プログラムへの評価

●前半プログラムへのご意見（主なご意見を抜粋）

サ付きではなく無低住宅でもない提案に興味を持った。6月に韓国の福祉部を見学し、昔の善隣館のようだと受け取り、再度このような活動があれば良いと考えていた。住宅については当法人が展開している既存住宅利用ということで、住民も積極的に参加するのではないかなと思う。
事業の自由度について知ることができた。
広域的な考え方を改めて感じられた。
低所得＝負担力小(支払能力小)という前提からすれば経済的に成立する理屈が必要であるが、空家活用というだけではあまりに不十分。各種生活を支える団体の成立する根拠についての理論化が必要かも。
ホームページで拝見していたが、まとまって話を伺うことができ参加してよかった。
知識の少ない中で出席したが理解しやすく、また各説明者の想いも感じたシンポジウムだった。
地域善隣事業の理念、概要を理解しやすい説明を聞いた。
現在、社会福祉法人のあり方検討会が実施されているが、今月のテーマはまさに社会福祉法人の根幹を問うものであり、参考になった。
具体的な内容でとても分かりやすかった。

●後半プログラムへのご意見（主なご意見を抜粋）

様々な地域での取り組みが参考になった。
個別ケースにてイメージが掴めた。
私たちの活動はまだまだ足りないと思い感心させられた。
支援の取り組みを聞いて、今後の参考にしたい。
もう少しじっくり話を聞きたいと思ったが、時間が少なく残念だった。
生活困窮者レスキュー事業は、社会福祉法人としての活動のあり方として大変参考になった。大牟田の例は様々な機会で聞くことがあったが、また新しい発見があった。
それぞれの地域での具体的な取り組みはとても参考になった。
知識の少ない中で出席したが理解しやすく、また各説明者の想いも感じたシンポジウムだった。
もう少し時間があればよかった。詳しく話が聞きたかった。
非常に参考になる事例が多かった。もう少しゆっくりと聞きたかった。
時間が足りなかったのが残念だが、事例としては大牟田市の事例やふるさとの会の事例に興味を持てた。
様々な取り組みが聞いて参考になった。
もう少し詳細な話を聞きたかった。時間がなく残念だった。
個人的にパネルディスカッションをもっと聞きたかった。

●地域善隣事業に対するご意見

空家を活用した低所得高齢者等の住まいの確保について必要性を感じているか否かについては、おおいに必要、必要という回答が、7割を占めた。また、地域善隣事業に取り組んでみたいかどうかという質問に対しては、ぜひ取り組んでみたい、場合によっては取り組んでもよいなど、肯定的な意見が6割を占めた。

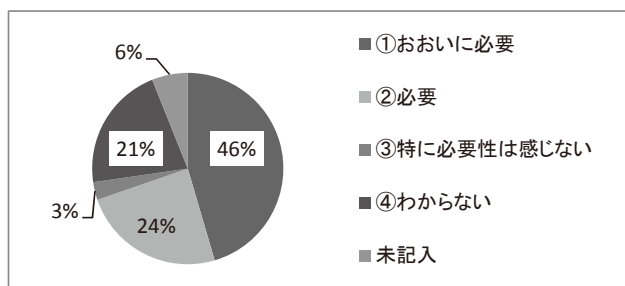


図4 地域善隣事業の必要性

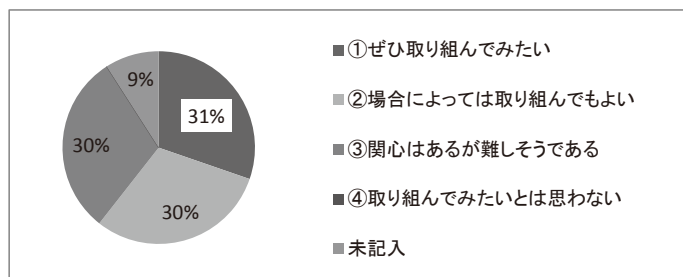


図5 地域善隣事業への参加意思

●地域善隣事業についての評価（主なご意見を抜粋）

まさに現在検討中。社福と言えども経営も考えなくては行けない。行政の理解と後押しを少しいただければ勇気が出る。
コーディネート力が必要であると感じた（組織構築や交渉力学）。コーディネート力に見合う能力とそれに見合う報酬が必要。
低所得高齢者の受け皿づくりは必要だが、持ち家率が高く自宅居住を希望する高齢者が多いため、どの程度需要があるのか見通せない。また、行政が関与する事業が増え、十分な対応が出来るか不安がある。
新たにホームレスを生まないためにも必要性を感じる。種々の問題は沢山あるが。
団地居住者の高齢化、単身化が着実に進行している。孤独死も珍しくない。集住という意味では、団地は最適かと思う。
様々な手法で地域の更新が必要と考えている。当事者意識を持つことから始まると思うので「その気になる・させる」仕組みも考えたいと思う。
都市部では集合住宅の空き家、住宅団地の戸建空家が多いと思うが、地方部ではどのような展開をすべきかが難しい。
低所得者の問題は現在大きくなってきている。サ高住への移り住みもできない方にとって空家・空室活用は必要だと思う。
当法人としても「住まいと住まい方の支援」について検討したいと思う。
地域住民に関わってもらえるようにしたい。特に空家も多いため、有効に利用できると思う。
防災面でも有効。
社会福祉法人の役割の重大さを改めて認識。

●地域善隣事業への参加意思に関するご意見（主なご意見を抜粋）

民間活力にて行うのであれば、もっとビジネスとして考えなければならない。
地域福祉拠点の必要性、社会的入院の解消等における具体的施策を考える。
個人参加であるが、地域の在り方として必要と感じている。
居住支援協議会事業の拡大、充実が先決。・基金への県・市町村の拠出が困難。
誰もが住み続けられるまちづくりの取り組みのひとつとして、地域善隣事業にはとても関心があり、庁内でのきっかけづくりを行っていただきたい。
実際にやる気のある事業者がいるかどうか分からない。
空家不動産の活用と住まいを求める高齢者は、このような事業でプラットフォームを持つことによって地域で生活し続けることがより可能になると思う。
我々の地域にも必要性を感じている。事業者が抱え込みしているところが多い。
行政とのコーディネートが難しい。
組織の取り組みの問題がある（やる気のある職員が少ない）。
行政・社会福祉法人が主体となってリーダーシップのとれる地域と、そうでない地域の差が大。

●その他のご意見（主なご意見を抜粋）

1.もう少しビジネスライクなものにしなければ事業活性化(全国規模)にならないのでは？2.建築用途変更をしなければなら ないとすれば、家主・不動産屋の理解は得られないのでは？3.しっかりとした住まいと生活支援をコーディネートするポジション の負担がかかりすぎるのでは？報酬が明確でないとやりづらいし、ケアマネのような低価格であれば誰もやらないのでは？
建築設計者であるが、地域介護関係者との接点が少ないので、増やして頂けるようになると好ましい。
コーディネーター役の確保と、その持続性が課題と感じた。
どの程度の地区でどの範囲でやるのか見当がつかない。運営費をどう乗り越えていくのか？
弊社が管理している賃貸住宅でも高齢の問題・空室の問題等を抱えている。また住宅やセーフティネットの必要性を痛感して いるが、福祉分野のノウハウが無いのが現状。地域善隣事業の輪に加えて頂くと協力できることは多いと思う。
事業スキームは理解できたが、例えばマンションで隣の方も知らない、関わりたくないというような社会風潮もある中、「地域 住民」の意識改革が課題になってくるのではないかと感じた。
・事業の起点は？行政としては待ちの姿勢でいいのか？国のモデル事業の要綱が出来たらよく見てみたい。
地域の中で非常に活動している社福と、施設運営中心の社福とがあると思う。公募制にするなど広く地域から参加を求める方 がよいと思う。貧困ビジネスとの差をもっと明確にすべきと思うしその為にも公募が良いのではないかと。（民間事業者も含め）
資料にもある「昔のように皆で支え合っている社会・地域」を考えている。「善隣」はキーワードだが、今の仕組みをもっと もっと深め推進すべきでは？
住宅供給にあたり、建築基準法の問題がある（ひとつ間違えると脱法ハウス）。その点について国交省と厚労省との橋渡しを 望みたい。特に戸建てのシェアハウスは推進が難しい。そこがクリアにならないと空家活用にならない。そこで悩んでいる。
低所得者を中心に進められ成功した善隣事業のスキームは、まちづくり等コミュニティー作りに大いに役立つと思われる。
地域内の啓蒙活動が必要。出来るところからスタートだが、支援(具体的)が必要。

地域善隣事業シンポジウム

「低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究」

～ 報告会 ～

都市部を中心に急速に進行する高齢化・単身化に伴い、既存の制度では対応が困難な低所得・低資産高齢者の住宅確保の問題が顕在化しつつあります。本調査研究は、平成 23 年度から、内外の社会保障制度や福祉・住宅施策に詳しい専門家、NPO法人や社会福祉法人等の実践家等と議論を重ね、空家等の既存ストックを活用した住宅の確保と、生活支援を一体的に提供する新しい事業スキーム「地域善隣事業」を提案しました。そして、その実現をめざし、平成25年度は、地方公共団体や生活困窮者支援を行う現場での先進的な取り組みを踏まえて、具体的な事業モデルを提示することとしています。

一方で、厚生労働省でも、本研究の成果を参考に、「低所得高齢者等住まい・生活支援事業」として、平成26年度に全国でモデル事業を実施する予定です。

本シンポジウムは、以上の新しい取り組みに関心をもつ地方公共団体や関係団体、事業者等に対して幅広く情報提供を行い、来年度以降、各地で地域性を反映した豊かで多様な「地域善隣事業」の実践が始まることを期待し、実施するものです。ぜひ多くの方にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

開催日 平成26年3月5日(水) 13:00～16:40(予定)
会場 住宅金融支援機構本店1階 「すまい・るホール」
参加費 無料 (定員250名・先着順)

< プログラム・講師(予定) >

1. あいさつ	厚生労働省老健局長
2. 基調講演(意義と背景)	高齢者住宅財団理事長 高橋紘士(委員会委員長)
3. 地域善隣事業の概要	新潟大学 准教授 白川泰之(作業部会座長) 明治大学 教授 園田真理子、日本大学 教授 諏訪徹
4. シンポジウム ～テーマ～「現場からみた地域善隣事業の可能性と普及をめざして(仮)」	大阪府社会福祉協議会老人施設部会 副会長 奥田益弘 地域密着型総合ケアセンターきたおおじ 代表 山田尋志 大牟田市中央地区地域包括支援センター 管理者 猿渡進平 NPO 法人自立支援センターふるさとの会 理事 瀧脇憲 コーディネーター：高橋紘士 / コメント：委員会・作業部会委員、厚生労働省

対 象

地方公共団体、社会福祉法人、医療法人、NPO 法人、民間事業所、社会福祉協議会、家主・不動産関連団体及び事業者、報道関係、等

申込方法

当財団に事前申し込み。裏面の申込書、又は当財団HP「イベント情報」より申込書(PDF版・ワード版)をダウンロードし必要事項を記入の上、FAX又はEmail(添付ファイル)でお申込下さい。(財団HP⇒URL: <http://www.koujuuzai.or.jp/>)
定員になり次第締め切りとさせていただきます。
★受付後、参加票を FAX 又は Email にてお送りいたします。当日ご持参下さい。

主催：一般財団法人高齢者住宅財団

後援：(予定)厚生労働省、国土交通省、社会福祉法人全国社会福祉協議会、人にやさしい建築・住宅推進協議会

一般財団法人高齢者住宅財団 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-20-9 京橋第八長岡ビル 4 階
TEL : 03-3206-6437 (代表) 03-6672-7227 (直通) / FAX : 03-3206-5256
E-mail : zenrin@koujuuzai.or.jp 調査研究部 落合・葛西(ｸｽﾞｼ) (受付担当：荒木)

＜ 会 場 の ご 案 内 ＞

住宅金融支援機構本店1階 「すまい・るホール」 (東京都文京区後楽 1-4-10)

アクセス

- ・JR総武線「水道橋駅」西口下車 徒歩3分
- ・都営地下鉄大江戸線「飯田橋駅」下車 徒歩3分
- ・都営地下鉄三田線「水道橋駅」下車 徒歩5分
- ・東京メトロ丸の内線・南北線
「後楽園駅」下車 徒歩7分
- ・東京メトロ有楽町線・東西線
「飯田橋駅」下車 徒歩10分

※会場内は飲食禁止となります。
また、お車でのご来場はご遠慮願います。



＜ お 申 込 み 方 法 ＞

1. 下記の申込書に必要事項をご記入の上、当財団まで FAX または Email(申込書添付)でお送り下さい。
2. お申し込み受付後、参加票を人数分お送りいたします。当日ご持参下さい。
3. お申込みから1週間以内に当財団から参加票が送られてこない場合は、お手数ですが、当財団までお問合せください。

地域善隣事業シンポジウム

「低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究」報告会

＜ 参 加 申 込 書 (複数名申込可) ＞

一般財団法人高齢者住宅財団 調査研究部 宛 (財団 URL : <http://www.koujuuzai.or.jp/>)
FAX : 03-3206-5256 / Email : zenrin@koujuuzai.or.jp

参加者氏名 (フリガナ)	氏名 (フリガナ)	該当する業種に○をつけてください
	1. ()	1. 医療法人
	2. ()	2. 社会福祉法人
	3. ()	3. 社会福祉協議会
勤務先名	会社・団体名	※複数名でお申込の方で、 ご連絡代表者、または別途担当者がおられる場合はご記入下さい。
	所属・役職	
勤務先の住所等連絡先	〒 —	TEL ()
	E-mail @	FAX ()
メールマガジンの受信の可否 ☐ 受け取る ☐ 受け取らない		◎当財団では高齢者住宅に関する制度等の役立つ情報や、セミナー・研修会等の案内等のメールマガジンを発行しています。

通信欄

※ご記入いただいた個人情報につきましては、当財団が策定しましたプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。当財団の開催するセミナーやイベント等に関する情報提供等に活用させていただく場合もございます。

分担執筆

はじめに	高橋紘士 高齢者住宅財団理事長・国際医療福祉大学大学院教授
序章	一般財団法人 高齢者住宅財団
第1章	白川泰之 新潟大学法学部准教授
第2章	白川泰之 新潟大学法学部准教授
第3章	園田真理子 明治大学理工学部建築学科教授 鈴木健二 京都府立大学大学院生命環境科学研究科学専攻准教授 連勇太郎 NPO法人モクチン企画代表
第4章	諏訪徹 日本大学文理学部教授（Ⅰ．Ⅱ．Ⅲ．Ⅳ） 松岡洋子 東京家政大学人文学部講師（Ⅴ） 滝脇憲 NPO法人ふるさとの会常務理事（Ⅵ．Ⅶ）
第5章	一般財団法人 高齢者住宅財団
第6章・終章	白川泰之 新潟大学法学部准教授
資料編	一般財団法人 高齢者住宅財団

平成25年度老人保健事業推進費等補助金老人健康増進等事業
低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究

報告書

平成26年3月

発行 一般財団法人 高齢者住宅財団
東京都中央区八丁堀2丁目20番9号京橋第八長岡ビル4階
<http://koujuuzai.or.jp/>

※無断転載厳禁